



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年1月9日火曜日 第473号

## ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験.....	(総務管理課).....	1
救急病院の協力申出.....	(医療対策課).....	1
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4件).....	(経営支援課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	(森林整備課).....	3
保安林の指定.....	( " ).....	4
保安林の指定の解除.....	( " ).....	4
指定道路の指定.....	(建築住宅課).....	4
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課).....	4
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課).....	5
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	5
道路の区域変更(一般国道197号).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	5
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	5
落札者等の告示(4件).....	(警察本部会計課).....	6

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和6年2月5日(月)0時から 令和6年2月7日(水)24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和6年2月10日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

### ○愛媛県告示第2号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
渡辺病院	松山市空港通7丁目13番3号	医療法人ミネルワ会 渡辺病院	令和9年1月3日まで

### ○愛媛県告示第3号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田155番地 外21筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社レデイ薬局ほか6者	株式会社西松屋チェーンほか4者	令和5年10月31日 ほか	令和5年12月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
フレスポ松山中央店	松山市中央2丁目70番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地1 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地5	株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地1 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市西中新田297番地1	令和5年3月27日	令和5年12月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第5号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出 年月日
フレスポ大洲店	大洲市徳森字宮方28 1-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名	大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南70 4番地5 代表取締役 大賀 昭司 ほか4者	大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市西中新 田297番地1 代表取締役 大賀 昭司 ほか4者	令和5年 3月27日 ほか	令和5年 12月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第6号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する 年月日	届出 年月日
フジグラン北宇和島別棟	宇和島市伊吹町字上 井関甲1517-1	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	2箇所 11.4立方メートル	2箇所 12.51立方メートル	令和6年 1月15日	令和5年 12月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第7号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市田処乙1346の1、乙1347、乙1348の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田処乙1346の1・乙1347・乙1348の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第8号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡内子町中川1171、1173の1、1181から1183まで、1187、1188の1から1188の4まで、1189から1191まで、1192の1、1192の2、1193から1195まで、1197から1200まで

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
中川1171・1182・1187・1188の1から1188の3まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第9号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
四国中央市土居町天満乙22

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
土居町天満乙22(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西条市黒瀬字大藪乙718の14、乙718の18
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第11号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第4号
- 2 指定年月日  
令和5年12月22日
- 3 指定道路の位置  
愛媛県四国中央市上分町50番3の一部、50番5の一部、50番6の一部、50番7、57番1の一部、57番2の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員  
(1) 延長 43.00メートル  
(2) 幅員 5.15メートル

○愛媛県告示第12号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年1月9日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 慎 吾	新居浜市大生院487 - 3
"	國 田 昭 利	新居浜市大生院338 - 5
"	野 口 啓 一	新居浜市大生院1329 - 1
"	野 口 明 啓	新居浜市大生院2010
"	清 水 博 司	新居浜市大生院1919 - 2
"	渡 辺 勝 俊	新居浜市大生院1102 - 4
"	野 口 真 一	新居浜市大生院1127
"	渡 辺 繁 教	新居浜市大生院1148
"	野 口 憲 一	新居浜市大生院1448 - 1
"	加 藤 千 明	新居浜市大生院456 - 1
"	秦 一 博	新居浜市大生院743 - 1
監 事	村 上 嘉 一	新居浜市秋生1304 - 1

"	工藤 祐樹	新居浜市萩生1540 - 6
退任		
役員の種類	氏名	住所
理事	伊藤 慎吾	新居浜市大生院487 - 3
"	小野 文夫	新居浜市大生院1824 - 3
"	野口 憲一	新居浜市大生院1448 - 1
"	小野 貴士	新居浜市大生院1851 - 1

"	渡辺 繁教	新居浜市大生院1148
"	渡辺 勝俊	新居浜市大生院1102 - 4
"	野口 真一	新居浜市大生院1127
"	松木 唯数	新居浜市大生院1254 - 2
"	國田 昭利	新居浜市大生院338 - 5
"	秦 昭一	新居浜市大生院786 - 1
"	小野 繁幸	新居浜市大生院745 - 10
監事	村上 嘉一	新居浜市萩生1304 - 1
"	工藤 祐樹	新居浜市萩生1540 - 6

○愛媛県告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。  
令和6年1月9日

愛媛県中予地方局長 馬越 祐希

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851000095	社会福祉法人宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640番地	丹生谷 孝之	児童発達支援	いゆ しおさい	愛媛県伊予市米湊815番地6	令和6年1月1日

○愛媛県告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
令和6年1月9日

愛媛県中予地方局長 馬越 祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第30号 令和5年12月25日	伊予郡松前町大字鶴吉字幸殿387番1	松山市余戸南4丁目7番7号 グリナージュマロン306号 北 條 佑 弥 北 條 真 子

○愛媛県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和6年1月9日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3356番5	旧	メートル 17.1～29.3	キロメートル 0.056	
			新	30.2～35.3	0.056	

○愛媛県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和6年1月9日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3356番5	令和6年1月9日

○愛媛県告示第17号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
ICカード運転免許証作成システム一式の賃貸借契約及びICカード運転免許証等消耗品代(1枚当たり)の単価契約	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和5年12月5日	東芝自動機器システムサービス株式会社 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1	6,269,810円 (月額)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第18号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
ICカード運転免許証作成システム改修業務委託契約一式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和5年4月6日	東芝自動機器システムサービス株式会社 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1	68,354,723円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項の規定による。

○愛媛県告示第19号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
運転者管理システム共通基盤移行作業委託契約一式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和5年5月22日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	97,238,900円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項の規定による。

○愛媛県告示第20号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
申請受付機及びIC免許証読取機改修業務委託契約一式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和5年6月21日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地15	33,775,500円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項の規定による。